

＼ 健保と年金 ／

ほっと便

2022

4

わかやま

有田川町
満開の藤の花

主な
内容

- P2 資格取得届の「報酬月額」について
 - 〃 被扶養者の認定を受けている方で、失業給付を受給した場合の届出について
 - 〃 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合について
- P3 令和4年度の協会けんぽ和歌山支部の健康保険料率について
 - 〃 健康保険料率の上昇を抑える3つの取り組みにご協力ください
- P4 令和4年度の事業について／社会保険クイズ



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号



資格取得届の「報酬月額」について

入社に伴う「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」は、実際に給与を支給する前に届出いただくこととなるため、「報酬月額」欄には見込み額を記入します。この報酬には賃金、給料、手当などの名称を問わず、被保険者が労働の対価として受けるすべてのものを含めます。

したがって、基本給のほか、定期的な諸手当（通勤手当、住居手当等）、現物支給（食事、住宅等）を含めた金額が、「報酬月額」となります。残業手当についても、被保険者が資格取得年月日以降に支給される金額を見込んで、計上していただくようお願いいたします。

被扶養者の認定を受けている方で、 失業給付を受給した場合の届出について



被扶養者として認定されるための要件は、年間収入（※1）が130万円（60歳以上または障害者（※2）は180万円）未満かつ被保険者の収入の半分未満です。

そのため、雇用保険の失業給付を受けている間で基本手当日額が3,612円（60歳以上または障害者（※2）は5,000円）以上である場合は、被扶養者となることができません。その際は、すみやかに、被扶養者（異動）届に健康保険被保険者証を添えて、被扶養者の削除の届出を行ってください。

なお、失業給付の受給終了後において、上記の認定条件を満たす場合は被扶養者の認定を受けることができます。その際は、被扶養者（異動）届をご提出ください。

（※1）年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

（※2）障害厚生年金を受けられる程度の障害者のことをいいます。

被扶養者異動届の添付書類を 省略する場合について



【協会管掌健康保険加入事業所の事業主さまへ】

平成30年10月から「健康保険被扶養者（異動）届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりましたが、身分関係（続柄）の確認において記載不備を理由とした返戻が多くなっているため、改めて以下の取扱いについてご注意ください。

【留意事項】

身分関係の確認のための添付書類は、

ア)… 事業主が、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「続柄確認済み□」にチェックマーク（✓）が付されている。

イ)… 届書に被保険者及び扶養認定を受ける方のマイナンバーが記載されている。

（※）上記ア）、イ）の要件をいずれも満たすと身分関係の確認のための添付書類を省略することができます。

● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の
 加入者・事業主の皆さまへ

令和4年度の協会けんぽ和歌山支部の健康保険料率は、 次のとおり引き上げとなりました。

令和4年2月分まで

令和4年3月分から
(4月納付分から)

健康保険料率

10.11%



10.18%

介護保険料率

1.80%



1.64%

 健康保険料率は0.07%増
 介護保険料率は0.16%減
 となりました。


※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※ 任意継続被保険者の方は、令和4年4月分(4月納付分)から変更になります。

健康保険料率の上昇を抑える3つの取り組みにご協力ください

保険料率の算定は、各都道府県の医療費水準に基づき算出されます。そのため、和歌山支部加入者の医療費が下がれば、和歌山支部の保険料率の伸びを抑えることができます。

① 年1回の健診で健康状態をチェックしましょう

 協会けんぽの
 生活習慣病予防健診

 ※ 35～74歳の被保険者
 (ご本人)様が対象です

受診の流れ

 ● 労働安全衛生法に基づく定期健診項目に加え、**がん検診(胃・大腸・乳・子宮頸がん)がセット**

 ● 通常18,865円の健診を**7,169円**で受診できます(約11,000円の補助が
 できます)

【受診したい健診機関へ予約】

 ・受診できる
 健診機関一覧
 はこちら


【予約した健診機関で受診】

 (持ち物)
 ・健康保険証
 ・健診費用


② 特定保健指導の利用で重症化を予防しましょう

● メタボリックシンドロームのリスクがある方へ、保健師・管理栄養士による無料の生活習慣改善サポートを行っています。対象となりましたら、必ず受けていただきますようお願いいたします。

受け方

 ・お勤め先の事業所で ・受診した健診機関で ・集団健診の会場で
 ・オンラインで 等、様々な方法があります。

③ 職場みんなで健康保持増進の取り組みをしましょう(コラボヘルス)

● 協会けんぽは和歌山県と共同で、職場の健康づくりに取り組む事業所をサポートする健康宣言事業「わかやま健康づくりチャレンジ運動」を推進しています。会社も人も元気な職場を目指しましょう！

サポートメニュー

【チャレンジ運動にご登録いただくと無料でご利用いただけます。】

 ・健康講座の開催支援(専門の講師を派遣します)
 ・血管年齢測定器やフードモデルの貸出 等

 登録申込書は
 こちらから


令和4年度の事業について

和歌山県社会保険協会「令和4年度・事業ご案内」のパンフレットを同封しております。各種事業について、予定しています開催月・会場・ご案内（広報）時期等を記載していますので、ご参照ください。

令和4年度も新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されますが、状況を見極めながら計画しました各種事業を実施して参りますので、会員事業所の皆様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会



社会保険クイズ

国民年金（種別）に関するクイズです。

春は就職や退職に伴い、各種届出の提出が多くなる季節です。

さて、次の「あ」、「い」、「う」に入る数字は何でしょうか。

- サラリーマンのAさん（58歳）は3月末で35年間勤務した会社を退職しました。在職中は厚生年金保険に加入していましたので、同時に国民年金の第「あ」号被保険者に該当していました。また、Aさんの妻Bさん（56歳）は被扶養者になっていましたので、国民年金の第「い」号被保険者に該当していました。Aさんご夫婦は60歳未満なので、4月から国民年金への加入義務が生じます。お住いの市役所または町村役場もしくは年金事務所で国民年金の第「う」号被保険者の加入手続きが必要です。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等をご記入の上、2022年5月31日（火）までに下記あてご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。（景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。）

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階

一般財団法人和歌山県社会保険協会

2月号のクイズの答え

正解は、A → 28、B → 47でした。

60歳～64歳で在職中（厚生年金保険加入中）に受ける年金は、賞与込みの月収である総報酬月額相当額と老齢厚生年金（月額）の合計に応じて支給が停止されます。

令和4年3月までは、合計した額が28万円以下だと年金は全額支給され、28万円を超えると超えた額に応じて年金が支給停止されましたが、令和4年4月からは、28万円の基準が47万円に引き上げられ、65歳以上で在職中の年金調整と同じしくみになりました。

計算例

老齢厚生年金額 108万円（基本月額9万円）の方で、
総報酬月額相当額 37万円（標準報酬月額 30万円、標準賞与額 84万円《月額7万円》）の場合

【改正前】

- 支給停止額 → $(37万円 + 9万円 - 28万円) \div 2 = 9万円$ （年金は全額停止となり月額0円）

【改正後】

- 支給停止額 → なし。総報酬月額相当額 37万円と老齢厚生年金（月額）9万円の合計額が47万円以下のため、年金支給停止額は0円となり勤め先からの賃金・賞与（総報酬月額相当額 37万円）と年金（月額9万円）の合計、月46万円が収入となります。

※ 合計額が47万円を超えた場合は、超えた額の半分の年金が支給停止されます。

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます →

